

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	所内電源設備6、9kV高圧電源盤取替工事におけるケーブルトレイ内の撤去対象ケーブルの延焼防止剤剥離作業の際、既設ケーブル1本の被覆表面にキズが認められたため、当該部を絶縁テープにより補修	GⅢ	
2	4号機	給水加熱器ベント系配管製作に伴う溶接後熱処理の状態確認（メーカ工場）において、温度降下中の指示値に乱れ及び規定温度勾配の逸脱が認められたため、当該部を再製作	GⅢ	
3	4号機	非常用ディーゼル発電設備（A）吸気弁の点検において、3台の弁体シート部に摩耗が認められたため、当該弁棒を交換	GⅢ	
4	4号機	残留熱除去海水系ポンプ（C）駆動用電動機の点検において、下部ブラケット内周及び同ブラケットと固定子フレームとの取付面に腐食が認められたため、当該部を補修	GⅢ	
5	4号機	計装用空気圧縮機（A）の点検の際、同駆動用電動機は操作スイッチで停止していたが、電源（仮設電源より供給）が隔離されていないことが確認されたため、当該電源を隔離及び対応検討	GⅡ	
6	5号機	不活性ガス系窒素ガス供給元弁の作動確認試験において、駆動部に動作不良（弁ストロークの不足）が認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	屋外薬液貯槽エリアの硫酸貯蔵タンク用レベル指示計点検において、指示目盛の一部消滅が認められたため、当該目盛板を交換	GⅢ	
8	5号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナ（A）点検において、ベント弁取付ボルト・ナット部に腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	GⅢ	
9	5号機	第一鉄注入設備注入ポンプの点検において、同ポンプ潤滑油給油パイプ連結部のシート材に割れ及びシート面に損傷が認められたため、当該潤滑油給油パイプを交換	GⅢ	
10	5号機	試料採取系の復水系金属採取ラックの点検において、流量調節用減圧弁（4台）に弁棒の曲がりやが認められたため、当該減圧弁を交換	GⅢ	
11	5号機	循環水系放水配管点検において、水没部配管に腐食（直径：約10mm程度の穴、貫通なし）が認められたため、対応検討	GⅢ	
12	5号機	高圧注水系タービン排出ドレンポット用レベルスイッチの点検において、フロート部に傷が認められたため、当該フロートを交換	GⅢ	
13	5号機	タービン建屋機器ドレンサンプ廻り同ポンプグランド水の飛散による水たまり（堰内、約1リットル、汚染なし）が認められた。当該たまり水を除去およびポンプグランドを修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉設備（B）の灰落し操作の際、同設備炉底蓋に開動作不可が認められたため、原因調査後、修理	GⅢ	
15	その他	1、3、4号機緊急時対応情報表示システムおよび1、3号機緊急時対策支援システムにおいて、伝送装置の光伝送ネットワーク用基板の故障による伝送停止が認められたため、当該基板を交換	GⅢ	
16	その他	使用済燃料共用プール建屋1階北西側の避難誘導灯にランプ切れが認められたため、当該ランプを交換	対象外	